

本宮市国土利用計画



平成 26 年 3 月

福島県本宮市

本宮市国土利用計画

目 次

前 文	1
第1章 市土利用の現状と課題	2
1. 市土の特性	2
2. 市土利用をめぐる基本的条件の変化	3
3. 市土利用の現状	5
4. 市土利用の課題	6
第2章 市土利用の基本構想	9
1. 市土利用の基本理念	9
2. 市土利用の基本方針	9
3. 利用区分別の市土利用の基本方向	11
第3章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	14
1. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	14
2. 地域別の概要	15
第4章 計画を実現するために必要な措置の概要	23
1. 復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進	23
2. 土地利用の転換の適正化	23
3. 土地の有効利用の促進	24
4. 災害に強い市土づくり	26
5. 環境の保全と美しくゆとりある市土利用	26
6. 地域整備施策の推進	28
7. 市土利用の総合的マネジメントの推進	29
8. 土地に関する基本理念の普及啓発及び市土に関する調査の推進	29
9. 計画の進行管理	29

前 文

この計画は国土利用計画法第8条の規定に基づき、本宮市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的事項について、福島県国土利用計画（第五次）を基本とし、また、本宮市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想（本宮市第1次総合計画）に即して定めるものであり、市土利用における行政上の指針となるものである。

また、本宮市第1次総合計画基本構想に掲げる「未来につながる震災・災害からの復興」、「定住促進につながる住みよいまちづくり」、「安心につながる災害に強いまちづくり」の3項目を重点的に取り組むべき課題として、総合的かつ計画的に実施していくものである。

なお、この計画は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第1章 市土利用の現状と課題

1. 市土の特性

(1) 福島県の中央部に位置し、高速交通網が結節する交通の要衝のまち

本市は、福島県の中央部に位置し、江戸時代に奥州街道の宿場町として栄えた歴史を持つ、古くからの交通の要衝地にある。現在も、東北自動車道と国道4号が南北に走り、東北自動車道と磐越自動車道が交差する郡山ジャンクションに近接し、また、東北自動車道本宮インターチェンジを有するとともに、5つのインターチェンジに近接するなど、東北地方と首都圏、太平洋沿岸と日本海沿岸とを結ぶ交通の要衝にあり、今後もさらなる発展が期待されている。

一方、こうした高速広域交通体系に対して、市内の幹線的な交通体系は、国道4号からなる南北方向の軸に対し、主要幹線間をつなぐ東西方向の道路配置が不十分な状況にある。また、都市計画道路などの道路整備は遅れており、東西17.82kmという広がりをもつ本市においては、東西の農業を中心とする地域において、中心市街地や鉄道駅への交通利便性が低いという課題を抱えている。本計画を策定する際に行った市民意向調査（以下「意向調査」という。）においても、道路整備に対する満足度は全般的に高いものの、本宮駅東西自由通路・西口広場及び五百川駅を含めた駅周辺環境整備や東西幹線道路、環状道路等の整備を求める意見が多い。

各地域間の交通利便性の向上という視点から、東西方向の幹線的な道路の充実が求められる。

(2) 阿武隈川水系のうるおい豊かな水辺空間と輝く緑につつまれた、素晴らしい自然環境・景観を誇るまち

本市は、東北地方を代表する名川「阿武隈川」の流域に広がるまちであり、中央部を北流する阿武隈川をはじめ、その支流である五百川、安達太良川、白岩川、仲川などの多くの河川が流れるほか、数多くの水路やため池を有し、うるおい豊かな水辺空間に恵まれている。

また、東部には阿武隈山系の堂平山、岩角山、高松山、岳山などの美しい山並みや丘陵地、農用地が広がり、西部には安達太良山から連なる大名倉山を中心とした緑輝く山並みを有し、水と緑の豊かな自然環境・景観に恵まれている。意向調査では、東西農業地域を中心に、自然の豊かさが評価され、美しい自然の保全が望まれている。

今後、こうした自然環境や景観の保全を進めるとともに、それを活用した「本宮らしさ」の創出が必要である。

(3) 伝統的な農業と立地条件等を生かした商工業を基幹とする、県央の産業・経済拠点のまち

本市では、阿武隈川流域の農耕に適した平坦で肥沃な土地条件等を生かし、稲作を中心に野菜生産、畜産等が行われ、農業が基幹産業の一つとなっている。また、高速交通網が結節する交通の要衝としての優れた立地条件等から、製造業、流通業等の数多くの

企業が立地し、工業のまちとしての特性を有するとともに、多くの物資の集散地として賑わった歴史を持つ、古くからの商業のまちでもある。

就業構造においては、第3次産業化が進んでいるものの、第2次産業の構成比が高く、製造業を中心とした就業の場としての地位は高い。意向調査では、今後の開発整備に関して、工業用地の整備、企業誘致を求める意見が多い。

農業においては、農用地の集約化が進んでいる一方、兼業化が顕著で、農業産出額は減少傾向にあり、経営効率のより一層の向上が求められている。また、商工業においては、製造業は近年停滞傾向にあり、また、商品販売額は増加基調だが、その主要因は国道4号沿道及び中心市街地近隣への大規模店舗等の立地で、中心市街地の低迷が懸念されるなど、産業全般の活性化が課題となっている。

(4) 大都市近郊の魅力ある居住空間として、人口増加が期待できるまち

本市は、古くから県央の産業・経済・交通の中心地として発展してきたが、道路・交通条件の一層の改善や企業の誘致、郡山都市圏の拡大、豊かな自然環境や暮らしの「ゆとり」を求めるニーズの増大、住宅団地の開発などを背景に、世帯数は増加基調を維持している。しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）や東京電力福島第1原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）等の影響もあり、人口は減少傾向にある。

意向調査においては定住意向が強く、一定程度の人口維持・増加が期待できるとともに、世帯数は当面増加基調を維持すると考えられるため、民間宅地開発をはじめとした、住宅地需要に対応した定住基盤の整備が必要となっている。

2. 市土利用をめぐる基本的条件の変化

以下のような基本的条件の変化は、今後の土地利用の動向に影響を及ぼすものと考えられる。

(1) 東日本大震災や原子力災害が市土利用に与えた影響

東日本大震災や原子力災害は、市土に甚大な被害をもたらした。特に原子力災害は、放射性物質による生活圏¹、農用地、森林などの汚染により、市民の生活や生産活動・経済活動のための土地利用に影響を与えるとともに、風評被害や観光客の減少といった影響も出ている。

(2) 人口減少と少子高齢化の進行

本市の人口は減少傾向で、世帯数は増加基調を維持しているが、人口増減は、社会増減の影響を大きく受け、各年でばらつきが大きい状況である。また、年少人口の割合が福島県内の他市町村よりも比較的高く、高齢化の進行が比較的遅い本市であるが、将来的には老年人口の増加や人口、世帯数が減少していくと予想されるため、少子・高齢社

¹ 生活圏 家屋・庭、道路、学校・幼稚園・保育所、公園、事業所など。

会にも対応可能なまちづくりを行う必要がある。

(3) 産業構造の変化

本市の従業者（本宮市で働く人）の産業別構成比をみると、第1次産業と第2次産業の低下と第3次産業の上昇傾向が続いており、また、東日本大震災や原子力災害により多くの産業が被害を受けており、既存産業の再生と新たな活力の源となる産業の振興が課題となっている。

第1次産業については、割合は低下しているものの、下げ止まりの傾向がみられ、農業振興については、食料の安定的供給の観点から期待も高まりつつあるが、放射性物質による汚染や風評被害など、市内の広範囲で原子力災害の被害を受けている。

第2次産業、第3次産業については、時流を捉えながら、社会・需要構造の変化などに対応することが求められている。

このような状況の中、基幹産業である農業・商業・工業それぞれの基盤を強化し、一体的な振興を図るとともに、企業誘致や新たな雇用創出による地域経済の活性化が求められている。

(4) 地球環境問題の深刻化

本市の気候は比較的温暖で降雪量は少ないが、年平均気温、特に日最高平均気温の上昇傾向が明らかで、近年、最大風速も大きくなっている。

この地球温暖化現象は、人為的な温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が高いとされており、豊かな自然環境や景観の保全をはじめ、省資源・省エネルギー・リサイクルの促進など、環境への負荷の少ない循環型の社会づくりに一層の取り組みが必要となっている。特に、原子力災害を契機に、原子力に依存しない再生可能エネルギーの利活用の必要性が高まっている。

(5) 土地利用に対する意識の変化

中心市街地の人口や商店数の減少による空き店舗の発生、耕作放棄地の増加など土地の低未利用地²化が顕著になっている中、こうした低未利用地の有効利用への問題意識が高まってきている。

意向調査においても、農地の粗放化・低未利用地の問題は農地・山林所有者を中心に強く意識されている。

また、これからの価値観として、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」に重点を置く考え方が主流を占めるようになっており、良好な景観の形成や自然環境の保全への関心の高まりなど、市土利用の質的な面での向上が求められてきている。

(6) 安全・安心なまちづくりに対する意識の高まり

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとする大規模な地震や台風、竜巻による自然災害が多発しており、また、今後も地球温暖化の影響による自然災害の発生、

² 低未利用地 利用されていない土地、または、個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないものをいう。

首都直下地震、南海トラフ連動地震の発生などが懸念されていることから、これまで以上に市民の安全・安心に対する意識が高まっている。

加えて、本市は昭和 61 年及び平成 10 年の集中豪雨災害を始め、度重なる河川の氾濫及び内水被害があったことから、阿武隈川や安達太良川、五百川、百日川などの改修が進められてきたが、平成 25 年の集中豪雨による被害も発生し、意向調査においても、災害対策に重点を置くという意識が強く、『安心して暮らせる生活環境が整った市』が将来像として求められている。

このような安全・安心に対する意識の高まりに対応するため、「自分たちの地区は、自分たちで守る」を基本に、行政と市民が連携しそれぞれの役割分担の中で、防災・防犯及び自助・共助意識の高揚を図るとともに、災害に対する市土の安全性確保が必要となっており、特に東日本大震災や原子力災害を踏まえた防災・減災対策の強化などが必要となっている。

3. 市土地利用の現状

本市の総面積は 8,794ha で、県土面積の約 0.6%に相当している。

平成 22 年度における市土の利用区分別面積の構成をみると、市土面積 8,794ha のうち、農用地が 26.8%、森林が 30.7%、原野が 0.3%、水面・河川・水路が 3.6%、道路が 10.8%、宅地が 9.8%、その他の土地が 18.0%となっており、農用地や森林などの自然的土地利用³が多くを占めるものの、県平均と比較すると、森林の割合が極めて少なく、農用地、道路、宅地、その他の割合が高くなっている。

主に宅地、その他で構成される市街地は、本市の中央を北流する阿武隈川や国道 4 号の両側に広がる平坦地を中心に形成されており、東北自動車道本宮インターチェンジ周辺や市の北部、さらに東部の丘陵地帯に工業団地が点在している。農用地と山林は市街地の周辺を取り囲む形で広がっており、都市計画法による用途地域を除く全域が農業振興地域に指定されている。阿武隈川左岸台地上等には大規模な水田が分布する一方、市東部は河川沿いの小規模農用地が多く、山林が混在している。

農用地は平成 22 年度現在 2,356ha で、平成 12 年度と比較して 27ha 減少した。農地転用などにより依然減少は続いているものの、減少率は 10 年間でマイナス 1.1%となり、減少傾向は弱まってきている。

森林は平成 22 年度現在 2,702ha で、平成 12 年度と比較して 143ha 減少した。減少率は 10 年間でマイナス 5.0%となっている。農用地の減少に比べ森林の減少が多いことから、宅地、道路への転換の原資は森林に求められていると考えられる。

宅地は平成 22 年度現在 859ha で、平成 12 年度と比較して 64ha (8.1%) 増加した。住宅地 (37ha の増加) や商業施設などその他の宅地 (26ha の増加) の郊外立地などにより市街地が拡大してきている。

³ 自然的土地利用 農林業的土地利用に自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもので、都市的土地利用以外の土地利用を総称したものの。

宅地の年間増加量は約 6ha、うち住宅地は約 4ha となっており、農用地などの自然的土地利用から宅地などの都市的土地利用⁴への転換がされている。

4. 市土地利用の課題

市土の特性や東日本大震災、原子力災害が市土に与えた影響などの市土利用をめぐる基本的条件の変化及び市土利用の現状を踏まえると、限られた市土資源の有効利用と適切な維持管理を図りつつ、利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの土地需要の量的な調整を行うことが必要である。また、将来的に土地利用転換圧力が低下⁵していく状況の中、市土利用の質的向上をより一層積極的に推進することが必要といえる。

これらを踏まえると、本計画における課題は、量と質の両面から総合的に市土管理を進めることにより、市土の復旧・復興・再生に資するとともに、豊かな生活や生産が展開される場として市土の魅力を高め、より良い状態で市土を次世代へ引き継ぐことであり、次のような視点に留意する必要がある。

(1) 復旧・復興・再生へ向けた土地利用

市土の利用に当たっては、東日本大震災や原子力災害からの復旧・再生にとどまらず、安全・安心な生活環境の実現、地域経済や地域社会の再生などの早期実現に向けて、総合的かつ計画的に行う必要がある。

特に、放射性物質拡散による生活圏、農用地、森林などの汚染は市内全域に及び、市土利用に重大な影響を与えていることから、身近な生活空間である宅地、農用地等の効果的・効率的な除染により、生活環境を回復することによる復興が求められている。

(2) 人口減少・土地需要減少局面における土地利用

人口減少下においては、土地利用転換圧力が弱まることが一般的に予想されるが、本市においては、当面続くと予想される世帯の増加に対応した住宅地や産業全般の活性化に向けた産業用地の確保が必要となっていることから、農用地や森林から宅地や道路への土地利用転換は今後も一定程度継続すると考えられる。意向調査においても、農地・山林所有者の今後の土地所有意向は低い一方、住宅地、工場や企業誘致等の開発意向は高い。

したがって、農用地や森林などの土地利用転換については、土地利用の不可逆性⁶や農用地や森林の有する多面的機能などを総合的に検討し、慎重かつ計画的に行う必要があ

⁴ 都市的土地利用 住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など主として人工的施設による土地利用をいう。

⁵ 土地利用転換圧力が低下 土地需要の低下、低未利用地などのストック増、環境問題を重視する必要性などから、農用地や森林、宅地などの利用転換の動きが弱くなっていること。

⁶ 土地利用の不可逆性 別の土地利用に転換された土地が再び元の土地利用に戻る事が困難であること。

る。

農業地域においては、地域の担い手の減少などにより遊休桑園などの耕作放棄地の増加や森林整備の遅れが、中心市街地においては、市街地の拡大と拡散が進む一方、空き店舗の発生などが、それぞれ懸念されている。特に原子力災害の影響による耕作放棄地の増加も懸念されるため、既存の土地の再利用・有効利用と維持管理といった土地の管理の視点が一層重要になってきている。

また、地域活性化のひとつの視点として交流人口の拡大が必要となっており、福島県のほぼ中央に位置しているという「福島へのそ」としての立地条件や、本市の地域資源を活用しながら、市としての魅力向上や地域ブランドの確立に資する市土の活用が求められる。

(3) 市土の安全性の確保

本市は昭和 61 年及び平成 10 年の集中豪雨災害を始め、度重なる河川の氾濫及び内水被害があったことから、阿武隈川や安達太良川、五百川、百日川などの改修が進められている。また、東日本大震災は市土に大きな被害を及ぼし、近年、全国的に大規模な地震や、本市も平成 25 年 8 月に見舞われたように、集中豪雨等による災害の被害が甚大化する傾向にある。

農業地域については耕作放棄地の増加や森林整備の遅れなどから公益的機能の低下などが懸念されており、東日本大震災などによる被害及び集中豪雨による河川の氾濫及び内水被害などを踏まえた市土の安全性に対する総合的な取り組みが重要になっている。

(4) 環境負荷の低減

温暖化の進行など地球環境問題が一層深刻化してきているため、市土においても、環境への負荷を少なくする土地利用を推進していくことが必要である。特に自然的土地利用が多くを占める本市においては、人間の活動と自然との調和が取れた土地利用を推進することが重要な課題となっている。また、都市的土地利用においても、都市緑化や水辺環境の活用などにより低炭素型のまちづくり⁷を進めていくことが重要になっている。

(5) 自然環境や景観を生かした土地利用

現在は、ゆとりなどを重視する価値観の多様化が進んでおり、東日本大震災や原子力災害の被害のあった地域資源の回復を図り、良好な都市環境の形成、里地里山⁸の田園風景など緑豊かな自然環境や景観の保全、歴史的・文化的風土の保存など、地域資源を生かした市土利用を進めていくことが重要となっている。

⁷ 低炭素型のまちづくり エネルギー需要密度の高い都市部においてエネルギー利用効率の向上を図るため、都市のエネルギー環境の改善や建物、都市インフラの長寿命化、環境負荷の少ない交通システムなどを進めたまちづくりのこと。

⁸ 里地里山 原生的な自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念のこと。

(6) 食料・資源・エネルギー問題への対応

将来、世界的に食料・資源・エネルギー資源が不足することが懸念されている中、本市においても、将来にわたる食料の安定的供給の確保を図るとともに、低炭素型のまちづくりによる環境負荷の低減、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入拡大などによる資源循環型社会への転換が必要となっている。

(7) 地域における市土管理

本市においては、人口減少や高齢化の進行の度合いが地域によって異なり、今後、地域の中心となる青年等の減少により、コミュニティの維持が困難になる地域や、耕作放棄地の増加、森林整備の遅れ、原子力災害の影響などにより、土地管理水準の低下が進む地域が生じることが懸念される。

こうした地域は、農業生産活動や適切な管理を通じて、市土保全、自然環境保全や景観形成などのうえで重要な役割を有しており、これらの多面的機能をどう維持していくかが課題といえる。

(8) 地域の活力の維持

各地域の定住環境や産業構造の変化に対応した産業基盤を整備し、地域の活力の維持・向上を図るための土地利用が必要となっている。そのために、それぞれの地域が個性や多様性を生かした魅力ある地域づくりを進めるとともに、商店街と農業地域など各地域間の機能分担や連携・交流を推進するための基盤づくりが必要となっている。

(9) 総合的な視点の必要性

土地利用を考えるに当たっては、郊外への市街地拡大と拡散が中心市街地の土地利用に影響を及ぼすなど、土地利用がより広域的に連動性を持つようになってきていること、また、安全性や快適性の確保など地目横断的な視点⁹が必要になってきていることなどから、個々の土地利用だけではなく、周囲の土地利用との関係性を踏まえ、その利用を総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。

⁹ 地目横断的な視点 良好なまちづくりの観点から、宅地、建物、道路、緑地などを一体的に考慮したまちづくりの視点や、災害対策の観点から、宅地、農地、河川などの配置を総合的に勘案した土地利用の誘導を図る視点など。

第2章 市土利用の基本構想

1. 市土利用の基本理念

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。

このため、市土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、美しい田園風景などの優れた自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮し、また、市民の健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図るよう、総合的かつ計画的に行うものとする。

2. 市土利用の基本方針

(1) 復旧・復興・再生のための土地利用

本宮市第1次総合計画や本宮市震災・原子力災害復興計画などを基本とし、東日本大震災や原子力災害からの復旧・復興・再生に向けた土地利用を推進する。特に、今後の土地利用に大きく影響を及ぼす放射性物質による汚染状況に注視し、的確に対応していくものとする。

(2) 有効かつ適正な土地利用

都市的土地利用については、郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて、土地の有効利用を一層推進し、良好な市街地の形成と再生を図る。

また、自然的土地利用については、農林業の生産活動の場としての役割や自然環境保全機能など、農用地や森林の有する多面的機能に配慮して、適正な保全を基本とする。

都市的土地利用への転換に当たっては、総合計画の目標達成の視点を踏まえ、慎重な判断のもとで計画的に行う。

(3) 土地利用の質的向上

① 災害に強い市土づくり

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、「防災」の強化に加え、被災時の被害を最小限に食い止めるという「減災」の観点も踏まえ、地域レベルから市土レベルまでのそれぞれの段階において、市土の安全性を総合的に高める取り組みを推進する。

② 循環と共生を重視した土地利用

人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と土地利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、自然環境や生物多様性の維持・保全、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮など、循環と共生を重視した土地利用を推進する。

③美しくゆとりある土地利用

本市の豊かな自然は、市民生活に潤いを与えるとともに、農業や観光などの生産活動の基盤となる貴重な資源である。今後も、市民の豊かで快適な生活を確保・維持するとともに、交流人口拡大に向けた資源とするために、この豊かな自然を保全することを基本とする。

また、ゆとりある都市環境の形成、農業地域における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存など、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成を推進する。

(4) 地域の活力と定住を支える土地利用

それぞれの地域が個性や多様性を生かした魅力ある地域づくりを進めることができるよう、商業地域と農業地域など各地域間の機能分担や連携・交流、定住など地域の活力の維持・向上を図るための土地利用を推進する。

また、東日本大震災や原子力災害の影響による人口流出や少子高齢化のさらなる進行により、地域の活力の低下が懸念されることから、地域産業の再生・活性化に寄与する市土利用を推進する。

①農用地の保全と有効利用の推進

農業を、将来においても市の基幹産業のひとつとして位置づけ、計画的に土地利用を推進しつつ、遊休桑園などの耕作放棄地については、既に整備された用途の転換が可能な農用地は普通畑や採草放牧地としての有効利用を図るとともに、未整備地については、景観に配慮した保全を図るよう誘導する。

②工業団地開発等の積極的な推進

恵まれた広域的交通条件を最大限に活用するとともに、産業・文化・自然などの既存資源との十分な調整を図りつつ、均衡ある開発を図るため、本宮インターチェンジ周辺・国道4号等の幹線道路沿い及び白沢地区に工業用地を選定するなど、産業開発を積極的に推進する。

③中心市街地の活性化

奥州街道の宿場として、また、南東北地方の交通の要衝として重要な役割を担ってきた本市の中心市街地については、快適な生活と賑わいのあるまち、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちとして活性化を図る。

④定住基盤の整備

農用地や森林など、自然的土地利用との調整を図るとともに、利便性・快適性・安全性に留意しつつ、既存市街地の住環境整備と民間活力を生かした新たな住宅地の形成を計画的に誘導し、定住促進につながる土地利用を促進する。

(5) 市土利用の総合的マネジメントの推進

地域の諸条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進するとともに、土地利用のあり方について地域の合意形成を図り、土地利用転換及び低未利用地を含めた土地の有効利用といった視点や、市土の質的向上を図るうえでの地目横断的な視点、周辺の地域との調整を図る視点も踏まえ、土地利用の諸問題に取り組んでいく。

3. 利用区分別の市土地利用の基本方向

利用区分別の市土地利用の基本方向は以下のとおりである。なお、各利用区分を別個にとらえるだけではなく、復旧・復興・再生に向けた土地利用、災害に強い市土づくり、循環と共生を重視した土地利用、美しくゆとりある土地利用といった横断的な観点の下、相互の関連性に十分留意しながら総合的な土地利用に努める。

①農用地

農用地については、農業経営の安定・向上と食料の安定供給に資することを目標として、必要な農用地の確保を図るとともに、担い手の育成と利用の集積、有害鳥獣による農畜産物の被害防止など、効率的な利用と生産性の向上に努める。特に、担い手への利用集積が進んでいる農用地、また、今後集積が見込まれる農用地など、本市の農業生産力向上のうえで重要な農用地については、計画的に土地利用を推進しつつ、その機能の充実を図る。

また、農業生産の場としての機能のほか、市土保全機能、自然環境保全機能などの多面的機能が高度に発揮できるよう、適切な保全と管理を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進し、除染、放射性物質吸収抑制対策など原子力災害からの復旧に努める。

②森林

森林は、木材生産などの経済的機能はもとより、市土保全機能、水源かん養¹⁰機能、生物多様性保全機能などの多面にわたる機能を有しており、この多面的機能を将来世代が享受できるよう、生活圏近隣の森林における除染対策を優先的に進めるとともに、多様で健全な森林の維持管理を図る。なお、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素吸収源としての森林の機能にも配慮する。

特に、貴重で優れた自然環境を形成している森林や公益的機能の高い森林については、計画的に土地利用を推進しつつ、その機能の充実を図る。

市街地及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地としての保全を図る。

農業地域集落周辺の森林については、自然環境の保全に留意しつつ、地域の活性化や市街地と農業地域との交流のための教育・文化活動などの場として、総合的な利用を図る。

③原野

本市の原野はわずかであるが、貴重で優れた自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とする。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

④水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源の保全、農業用排水路の整備等を図るとともに、施設の適切な

¹⁰ 水源かん養 森林の土壌が、降水を貯留し河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し川の流量を安定させる機能、また雨水が森林土壌を浸透する間に水質浄化される機能のこと。

維持管理を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。その整備に当たっては、自然の水質浄化作用、多様な生物の生息・生育環境としての機能向上など、流域の特性に応じた健全な水循環の確保に努めるとともに、良好な水辺景観やうろのおいのある水辺環境の創造、市街地における親水空間など多様な機能の維持・向上を図る。

⑤道路

一般道路については、広域的な連携・交流を促進するとともに、市土の有効利用や市街地の生活・生産活動への支援を通じて、活力ある地域づくりや市土の均衡ある発展を支える基底的施設であるため、都市計画道路や各地域間を結ぶ道路整備に要する用地の確保を図るとともに、整備計画を着実に推進し、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

主に農林業に使用される道路については、農林業の生産性の向上、農用地や森林の管理水準の向上を図るため、必要な用地の確保を進めるとともに、適正な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

道路の整備に当たっては、交通の安全性と円滑性の確保、交通障害の防止に配慮しつつ、歩行者等交通弱者の安全確保に配慮した交通安全施設等の整備を推進する。また、道路の安全性、快適性や防災機能の向上、ライフラインの収容機能等の多面的機能を発揮させるとともに、周囲の自然環境の保全や自然景観との調和、地域住民の生活環境の保全・改善、良好な都市景観の形成などに十分配慮する。

⑥住宅地

住宅地については、豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅の質の向上を図るとともに、道路、上下水道、公園・緑地などの生活関連施設の整備を計画的に進め、良好な宅地環境が整備されるよう、宅地転用への誘導を図る。その際には、周囲の自然的土地利用との調整、既存の市街地や他用地との整合、また、災害に対する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な市土地利用に配慮する。

特に、市街地においては、環境の保全に配慮しつつ、低未利用地の有効利用により、良好な住宅地の確保を推進しながら、オープンスペースの確保、道路の整備などを進め、安全性の向上と快適な環境の確保を図る。

なお、住宅・道路・学校施設・公園などの生活圏においては、関係機関が連携して放射性物質の除染を推進する。

⑦工業用地

工業用地については、恵まれた広域的交通条件の下、企業立地や新たな産業創出に伴う工業用地の需要の増加も見込まれるため、調和のとれた配置と環境保全、既存産業との協調などに配慮しつつ、企業誘致に必要な用地を積極的に選定し、企業の立地を図る。

工業用地の選定に当たっては、高速交通体系などの産業・物流インフラ、地価などの立地条件、企業のニーズに応じた支援体制など、ハード・ソフト両面からの産業関連基盤の整備状況、また、産業構造の変化や地域の産業の集積状況を総合的に踏まえ、自然環境と生活環境の保全に配慮しながら、その位置や規模などについて決定する。

⑧その他の宅地

中心市街地においては、良好な景観形成に配慮しつつ、低未利用地の活用を図り、都市機能の集積と商店街の活性化を図る。

大規模集客施設については、郊外への立地により市街地の拡大と拡散が進む一方、中心市街地の低未利用地が増加するなど都市構造への影響が広域的となることを踏まえ、適正な立地を図る。

⑨公用・公共用施設の用地

公用・公共用施設用地については、市民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全や耐災性の確保又は災害時における施設の活用及び地域特性を踏まえた拠点性に配慮しながら適正に配置する。

第3章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 土地利用動向を長期的に見据えながら、より柔軟な対応ができるよう、計画の目標年次は平成 32 年度（2020 年度）とし、基準年次は平成 22 年度（2010 年度）とする。
- (2) 市土の利用に関して基礎的な前提となる人口については、平成 32 年度において、およそ 32 千人と想定する。
- (3) 市土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分とする。
- (4) 市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土利用の現況と過去からの推移や、将来の人口、世帯数及び産業構造をもとに、利用区分別の規模を予測するとともに、利用区分間の調整を行った上で、定めるものとする。
- (5) 市土利用の基本構想に基づく平成 32 年度の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

※なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどを考慮し、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

区 分	基準年次 平成 22 年度	目標年次 平成 32 年度	増減	構成比		増減
				平成 22 年度	平成 32 年度	
農用地	2,356	2,288	▲68	26.8	26.0	▲0.8
農地	2,338	2,270	▲68	26.6	25.8	▲0.8
採草放牧地	18	18	0	0.2	0.2	0
森林	2,702	2,679	▲23	30.7	30.5	▲0.2
原野	25	25	0	0.3	0.3	0
水面・河川・水路	312	312	0	3.6	3.6	0
道路	952	962	10	10.8	10.9	0.1
宅地	859	926	67	9.8	10.5	0.7
住宅地	424	452	28	4.8	5.1	0.3
工業用地	123	147	24	1.4	1.7	0.3
その他の宅地	312	327	15	3.6	3.7	0.1
その他	1,588	1,602	14	18.0	18.2	0.2
合計	8,794	8,794	—	100.0	100.0	—

2. 地域別の概要

本市を構成するそれぞれの地域の自然的、社会的、経済的、文化的諸条件を考慮し、地域の区分は、以下の5地区とする。

表 本宮市国土利用計画地域区分

地 区 名	地区を構成する大字
本 宮 ・ 高 木 地 区	本宮、高木
青 田 ・ 荒 井 ・ 仁 井 田 地 区	青田、荒井、仁井田
岩 根 ・ 関 下 地 区	岩根、関下
和 田 ・ 糠 沢 地 区	和田、糠沢
白 岩 ・ 長 屋 ・ 稲 沢 ・ 松 沢 地 区	白岩、長屋、稲沢、松沢



図 本宮市国土利用計画地域区分図

I 本宮・高木地区

【現況】

(1) 本宮地区

本地区は、市中央部を北上する阿武隈川左岸から西部に位置し、北部と西部は大玉村と接しており、東部は阿武隈川を挟んで市内高木地区と、南部は市内青田地区と仁井田地区にそれぞれ接している。

地区内の北部と西部に農用地や丘陵地があり、その一部は国の有形文化財を有する蛇の鼻遊樂園のように観光資源として整備されている。

JR 東北本線本宮駅周辺や南北に走る国道 4 号沿いに商業施設・行政施設等の都市的施設や住宅地が集中し本市の中心市街地を形成している。

また、北部の国道 4 号沿いには本宮北工業団地が整備され、さらに JR 東北本線にかかるこ線橋が整備されたことにより定住環境も向上している。

日常生活の利便性に優れ、医療・福祉や子育て環境に恵まれていることが住民に評価され、今後は美しい景観を守りながら住宅圏・商業圏として整備されることが望まれている。さらに市の顔となる本宮駅周辺の整備を望む意向が高く、文化施設や福祉施設等の都市機能の充実が求められているとともに、河川・堤防の整備などの防災対策の充実を望む意向も高く、そのようなニーズに対応していく必要がある。

(2) 高木地区

本地区は、市中央部を北上する阿武隈川の東部に位置し、三本の橋により市内本宮地区と結ばれている。本地区は、阿武隈川沿いの平坦地に農用地、住宅地が広がるほか、東側の丘陵地には大規模な住宅団地が整備されている。市の東西地域を結ぶ重要な位置にあり、県立高等学校が設置されるとともに、市内東部の住民が多く利用する大型小売店なども立地されている。

日常生活の利便性に優れ、医療・福祉や子育て環境に恵まれていることが住民に評価され、今後は美しい景観を守りながら住宅圏・商業圏として整備されることが望まれている。さらに防災対策の充実、魅力ある道路の整備を望む意向も高くなっており、今後の取組みが必要である。

【方針】

本市の中心市街地を含む本地区は、商業・サービス業・文化など、都市機能の集積誘導を図り、中心市街地の活性化を図るとともに、合併支援道路等の道路整備など住み続けたいくなる良好な住環境を整備し、需要に対応した民間主導による宅地の整備を誘導する。

また、北郡山ニュータウンもとみや台や既成の集落地においても住みよい住環境の整備を図り、定住を促進していく。

本宮駅周辺については、本宮駅前東口広場を核として、駅舎整備を含めた自由通路などの東西アクセス道路や西口広場等の整備を推進し、駅東側の商店街と一体的になった利便性のある中心市街地となるよう、魅力と賑わい、個性と活力のあるまちづくりを進める。

中心市街地を安達太良川や阿武隈川の一級河川が流れるといった本市独特の自然景観を生かしながら、みずいろ公園等の親しめる水辺づくりを推進する。

周辺市街地については、都市計画法による用途地域を中心に道路等の都市基盤の整備を推進するとともに、堤防及び内水排水の整備など防災に強い都市基盤の整備を促進する。

用途地域内の優良農用地については、計画的に土地利用を推進しつつ、その機能の充実に図り、用途地域外の優良農用地については、担い手農家への土地利用の集積を図り、生産性の向上を図る。

II 青田・荒井・仁井田地区

【現況】

(3) 青田地区

本地区は、市中央部から西部に位置し、奥羽山脈から東へ張り出した舌状台地に集落が発展した。標高 575.6m の大名倉山をはじめとした山間部に森林が広がっており、市の指定文化財である岩井の清水を有するなど、豊かな自然景観が形成されている。

平坦地は区画整理された水田地帯となっており、国道 4 号沿いと一般県道沿いに集落が形成されている。

自然の豊かさが住民に評価され、今後は豊かな自然を守りながら、農林畜産業が盛んな地域として整備されることが望まれているが、一方で、公共交通の充実や観光施設の整備を求める意向もあり、検討が必要である。

(4) 荒井地区

本地区は、市南西部に位置し、標高 200m 程度の平坦地に区画整理された水田と住宅地及び工業用地が存在し、地区南部が五百川を介して郡山市に隣接している。土地利用形態としては、住宅地は国県道等の沿道に形成され、その周辺に水田が広がる様をなしている。

本地区の本宮市工業等団地は、JR 東北本線五百川駅と東北自動車道本宮インターチェンジを中心に東北自動車道、磐越自動車道及び国道 4 号さらには東北・磐越自動車道郡山ジャンクションにも近接しており、広域的な交通条件に恵まれている。

また、国道 4 号沿いに大型商業施設が形成されており、日常の生活が便利であることが住民に評価されて、今後は美しい景観や優良農用地を確保しながら、住宅地の創出や工業・商業が盛んな地区として整備されることが望まれており、そのようなニーズに対応していく必要がある。

(5) 仁井田地区

本地区は、市南部に位置する平坦地で、北部は市内本宮地区と連担化をなし、東部は阿武隈川を挟んで市内高木地区と糠沢地区にそれぞれ接し、糠沢地区とは平成大橋で結ばれており、南部は五百川を介して郡山市に隣接している。

低地には水田が広がり、集落は一般県道沿いに展開する形となっている。また本宮南工業適地が南部に位置しており、本宮インターチェンジとは JR 東北本線をこ線橋で結

ぶ形で整備されている。

道路整備が住民に評価されている一方、防災対策の充実を望む意向が強くなっており、防災対策が充実した地区として整備されることが望まれている。また、産業の活力向上を望む意向も高く、検討が必要である。

【方針】

平坦地に広がる優良農用地の確保及び丘陵部の自然環境の保全を基本に土地利用転換を適正に誘導し、集落地においては生活環境基盤の整備により定住条件の一層の向上に努め定住を促進するなど、快適で安全・安心な生活空間の確保を図る。

五百川駅周辺地域については、道路整備を含む駅周辺の整備構想について検討するとともに、定住促進につながる都市生活拠点として活性化や利便性の向上に努めながら、民間主導による宅地の整備を誘導する。

国道4号沿道については、地域住民の日常生活と関連の深い商業・サービス業機能の集積を誘導し、にぎわいのある都市空間の形成を図る。

本宮インターチェンジ、国道4号といった優れた交通条件を生かして、都市計画法による用途地域に隣接した地域を中心に周辺地域の環境に配慮しながら、工業立地基盤の整備・拡充とその活用を図る。

平坦地の水田において、大雨により冠水することもあるため、流域全体を考慮した総合的な治水対策を推進することにより、安全な地域づくりを図る。

Ⅲ 岩根・関下地区

【現況】

(6) 岩根地区

本地区は、市西部に位置し北部を大玉村と、西部と南部は郡山市と接している。東部は市内青田地区、荒井地区、関下地区とそれぞれ接しており、地区北西部は山林地帯となっている。

平坦地は整備された水田を中心に農用地が広がり、稲作を中心とした農業が行われており、森林の間には段丘上の水田、畑地、集落が点在するほか、五百川の溪流など豊かな自然環境に恵まれた地区である。

また、主要地方道沿いに中心的な集落が形成されているほか、近年は大規模住宅団地である「みずきが丘」の宅地分譲も進み、人口は増加傾向にある。

自然の豊かさや美しい街並み・景観が住民に評価され、農林畜産業が盛んな地域として整備されることが望まれているが、一方で公共交通の充実を求める意向もあり、検討が必要である。

(7) 関下地区

本地区は、市南西部で、市内岩根地区と荒井地区の間に位置し、南部は五百川を介して郡山市に隣接している。地区内を東北自動車道が縦断し、水田地帯を中心に集落地が形成されており、地形的には平坦な地区である。

自然の豊かさをはじめ、産業活力、道路・公共交通、自然環境などの面が住民に評価

されている一方で、美しい街並み景観の創造や住宅・商業等の開発を望む意向もあり、今後の取組みが必要である。

【方針】

優良農用地の確保と保全及び丘陵部の自然環境の保全を基本に、土地利用転換の適正な誘導を図り、豊かな自然環境、五百川の水辺空間を生かした地域づくりを推進していく。

岩根公民館周辺等の集落地等において、生活環境基盤の整備により定住条件の一層の向上に努め、定住を促進していくとともに、市街地へのアクセスを強化する道路の整備を図る。

東北自動車道東側の用途地域に隣接した地域を中心に、周辺地域の環境に配慮しながら、工業立地基盤の整備・拡充とその活用を図る。

IV 和田・糠沢地区

【現況】

(8) 和田地区

本地区は、市北部の阿武隈川右岸地区で、西部と北部が二本松市に接し安達太良大橋により大玉村と接続している。地区の西部と東部は比較的大きな丘陵地帯となっており、全山が福島県の名勝天然記念物に指定されている岩角山を中心に、岩角山自然環境保全地域¹¹が設定され自然景観に恵まれた地区となっている。

昭和 61 年には地区の南西部で糠沢地区と隣接した集落に、旧白沢村での過疎地域脱却のために公営の分譲住宅が 6 区画整備された。

農用地は中央部の平坦な地区に帯状に広がっており、工業用地は和田工業団地と諏訪工業用地がある。

地区内では幼稚園、小学校、公民館分館等の付近に集落が形成されており、全体的には散在形態の地区となっている。

歴史資源や自然の豊かさ、道路整備に対する評価が高く、文化施設の整備・充実に関して住民に評価され、今後は美しい自然や神社仏閣等を大切に守りながら、農林畜産業が盛んな地区として整備されることが望まれているが、一方で住宅・工業の開発意向も高くなっており、対応していく必要がある。

(9) 糠沢地区

本地区は、市南部の阿武隈川右岸地区で、西部は市内高木地区と、また平成大橋により市内仁井田地区と接続しており、南部は郡山市と接している。

地区の西部が比較的大きな丘陵地帯となっており、高松ふれあい広場を中心に高松山自然環境保全地域が設定され、観光・レクリエーション資源として利用されている。

¹¹ 自然環境保全地域

「自然環境保護法」に基づく指定地域。環境大臣が指定する「原生自然環境保全地域」、「自然環境保全地域」と、都道府県知事が指定する「都道府県自然環境保全地域」の 3 種類がある。岩角山と高松山は昭和 49 年 3 月 22 日福島県知事により指定されている。

農用地は中央部を流れる仲川沿いに帯状に開け、低地を水田、傾斜地を桑園として利用してきたが、近年は桑園から普通畑や他の樹園地へ一部転換がされている。

地区の住宅団地は公営により整備され、平成 7 年に「フォーシーズンしらさわ」262 区画が分譲されたほか、民間による分譲も行われている。

工業団地は、東笹田工業団地、二斗内工業用地、小田部工業用地が整備されている。

歴史資源や自然の豊かさ、教育・文化施設の整備・充実に関して住民に評価され、今後は美しい自然や神社仏閣等を大切に守りながら、農林畜産業が盛んな地区として整備されることが望まれているが、一方で住宅の開発意向も高くなっており、検討が必要である。

【方針】

美しい自然の保全、神社仏閣等の観光資源及び文化交流の貴重な資源としての活用など、これまで形成・維持されてきた歴史や文化を生かした地域づくりを図る。

農用地の集積化を推進しながら優良農用地の確保と保全に努め農業振興を図り、森林については丘陵部の自然環境の保全を基本として土地利用転換の適正な誘導を図る。

安達太良ドリームライン（市道大山・松沢線）沿線、市道仁井田・白岩線沿線、幹線道路及び公共施設周辺を中心に一定程度の宅地化が見込まれるため、生活環境基盤の整備により定住条件の一層の向上に努め、未利用地を中心に需要に応じた民間開発による宅地の整備を誘導する。

脆弱な東西幹線道路の整備を推進し、本市の中心市街地とのアクセス環境の充実を図りながら、日常の利便性の向上に努めるとともに、工業用地については、県内を縦横に走る高速道路網の要衝としてのポテンシャルを生かし、必要な用地の選定を図り、産業開発を積極的に推進する。

子どもたちが安全・安心に遊べるためのスマイルキッズパークについては、屋内施設の機能充実と、屋外施設の整備促進を図る。

V 白岩・長屋・稲沢・松沢地区

【現況】

(10) 白岩地区

本地区は、市の南東部に位置し南部において郡山市と接している。地区東部に岳山生活環境保全林があり松沢地区と接していて、福島県指定天然記念物の「塩ノ崎の大ザクラ」もある。標高は 300m 程度で比較的平坦地であり、白岩川を中心とした水系に水田が連なり、丘陵地の傾斜面が普通畑や草地に活用されている。

住宅地は公営により平成 4 年に 52 区画が分譲され、民間による宅地分譲も行われており、地区西側の本宮市役所白沢総合支所を中心とした公共施設の集中した地域が形成され、生活拠点となっている。

工業用地については、白岩工業団地と白岩西部工業団地が整備されている。

歴史資源や自然の豊かさ、教育・文化施設の利用のしやすさについて住民に評価され、今後は美しい自然を守り、農林畜産業が盛んな地区として整備されることが望まれているが、一方で公共交通の充実や住宅の開発意向が高くなっており、そのようなニーズに

対応していく必要がある。

(11) 長屋地区

本地区は、市の北東部に位置し北部において二本松市と接している。地区の東部は市内稲沢地区、西部は市内和田地区、南部は市内白岩地区にそれぞれ接している。標高は300m程度で比較的平坦地であり、安達疏水土地改良区の揚水を水源とした溜め池下流に水田が連なり、丘陵地の傾斜面が普通畑や草地に活用されている。

工業用地については、長屋工業団地が整備されており、東北自動車道本宮インターチェンジの利用と併せて安達太良ドリームライン（市道大山・松沢線）を経由して二本松インターチェンジが利用されることも多い。

歴史資源や自然の豊かさ、教育・文化施設の利用のしやすさについて住民に評価され、今後は美しい自然を守り、農林畜産業が盛んな地区として整備されることが望まれているが、一方で工業の開発意向が高くなっており、検討が必要である。

(12) 稲沢地区

本地区は、市の東部に位置し1級河川の朝日出川と小浜川の上流端を有しており、同川沿いに水田が帯状に連なっている。地区の東部は標高441mの堂平山をはじめとして森林地帯で、阿武隈山系の玄関口に位置し田村郡三春町と、西部は市内長屋地区と、南部は市内松沢地区と、北部は二本松市とそれぞれ接している。小高い丘陵部森林の間を縫うように農用地が連なっており、低地が水田に、傾斜面が普通畑として活用され、市内特産品の長芋も多く栽培されている。

工業用地については、桑田工業団地が整備されており、東北自動車道本宮インターチェンジの他に主要地方道を介して磐越自動車道郡山東インターチェンジや船引三春インターチェンジの利用が多い。

歴史資源や自然の豊かさ、文化施設の整備・充実について住民に評価され、今後は農林畜産業が盛んな地区として整備されることが望まれているが、一方で工業の開発意向が高くなっており、そのようなニーズに対応していく必要がある。

(13) 松沢地区

本地区は、市の南東部に位置し東部は田村郡三春町に、西部は市内白岩地区に南部は郡山市に、北部は市内稲沢地区に接した丘陵地帯である。

主要地方道と一般県道が地区内を通り、国道4号と国道288号を結ぶ広域幹線道路の安達太良ドリームライン（市道大山・松沢線）の早期完成が待たれている。

農用地については、丘陵地の傾斜面が普通畑や草地に活用されており、工業用地については、地区内にはないが桑田工業団地を介して稲沢地区と接している。

歴史資源や自然の豊かさ、文化施設の整備・充実について住民に評価され、今後は美しい自然を守りながら、誰もが生活しやすい空間づくりを望む地区として整備されることが望まれており、検討が必要である。

【方針】

豊富な自然環境の保全と、神社仏閣等の観光資源及び文化交流の貴重な資源としての活用など自然と文化が調和した地域づくりを図る。

農用地については担い手農家への土地利用の集積や集団化を図り、優良農用地の確保と保全に努め、森林については丘陵部の自然環境の保全を基本として、土地利用転換の適正な誘導を図る。

地区の拠点である本宮市役所白沢総合支所を中心とした公共施設の集中した地域では、基本的な生活機能を充実し、環境の整備を図り、市民の憩いの場となるような整備を行うとともに、集落地においては、道路整備や合併処理浄化槽等の生活環境基盤の整備による定住条件の一層の向上に努め、定住を促進していく。

グリーン・ツーリズム等の農業体験の場として耕作放棄地等を活用し、また観光・レクリエーション資源として今後も既存施設の適正な維持管理を図るなど、交流人口の増加に向けた観光・交流空間の充実を図る。

経済圏都郡山市や郡山東インターチェンジ及び船引三春インターチェンジに近接しているという立地条件を生かしながら、企業誘致に必要な工業用地の選定を行い、産業開発を積極的に推進する。

アクセス道路として南北に走る主要地方道の整備と東西幹線道路の整備を推進し、本市の中心市街地とのアクセス環境の充実を図る。

第4章 計画を実現するために必要な措置の概要

1. 復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進

(1) 市土全般の復旧・復興・再生

①効果的な除染の推進

放射性物質による汚染は市内の広範囲に及んでおり、原子力災害により放射性物質に汚染された生活圏、農用地、森林などにおいて、本宮市除染実施計画に基づきながら効果的・効率的な除染を推進する。

②企業立地の推進

本市においては、既存の産業に加えて多様な業種が立地しているという特色を生かしながら、時流をとらえた企業立地により、バランスのとれた産業構造の確立と新たな雇用の確保を図る。

2. 土地利用の転換の適正化

(1) 自然的土地利用の転換抑制

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び地域社会に与える影響の大きさに十分留意したうえで、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況など、自然的条件・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。

特に、自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることを考慮し、低未利用地の有効利用を通じながら、計画的に土地利用を推進する。

(2) 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業の経営安定及び地域農業や景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、農業と非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、優良農用地が確保されるよう十分配慮しながら、計画的に土地利用を推進する。

(3) 森林や原野の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、公益的機能の低下による災害の発生や水源かん養機能、自然環境の悪化等を防ぐため、周辺の土地利用との調整を図りながら、計画的に土地利用を推進する。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

(4) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶため、土地利用に関する諸計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。また、周辺

の地域を含めて事前に十分な調査と調整を行い、市土の保全と安全性の確保、環境や景観の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。

(5) 混住化の進行する地域における土地利用転換

混住化の進行する地域で土地利用転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農用地、住宅地等相互の土地利用の調整を図る。

また、個別規制法による規制の弱い、いわゆる「計画白地地域¹²」等においては、個別規制法との調整を通じて、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用を推進する。

3. 土地の有効利用の促進

(1) 農用地の有効利用

農用地については、除染、放射性物質吸収抑制対策を図りながら、地域の農業の持続的な発展を支える認定農業者等の担い手の育成・確保とその担い手への農用地の利用集積を図る。

担い手の減少や高齢化などによる遊休桑園などの耕作放棄地の発生やその増加を防ぐため、既に整備された用途の転換が可能な農用地は普通畑や採草放牧地としての有効利用を図るとともに、未整備地については、景観に配慮した保全を図るよう誘導する。

また、認定農業者や農業生産法人、集落営農など多様な担い手による園芸作物の導入など地域の実情に応じた農用地の有効利用を図る。

(2) 森林の有効利用

森林については、生活圏近隣の除染を優先的に実施し、木材や特用林産物など林産物の供給、水源のかん養、土砂流出の防止など、森林の有する多面的機能が高度に発揮されるよう、その機能を重視した土地利用を計画的に進める。一方、機能を十分に発揮していない森林については、その機能の強化を図るなど、森林資源の充実を図る。

また、自然環境の保全に配慮しつつ、農業地域の生活環境の向上、森林づくりへの市民の理解と参加の促進など、森林の適正な維持管理のための基礎的条件を計画的に整備する。

なお、美しい景観を形成する森林や自然とのふれあいの場に適した森林については、自然観察の場やレクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。

(3) 水面・河川・水路の有効利用

水面・河川・水路については、治水及び利水機能のほか、生物の多様な生息・生育環

¹² 計画白地地域 都市計画法の非線引都市計画区域の用途地域外の地域、農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域の農用地区域以外の地域など、法令などによる土地利用の規制・誘導が総体的に緩い地域をいう。

境のために必要な水量・水質の確保を図るとともに、地域の景観としての水辺空間や人と水とのふれあいの場の形成を図る。

(4) 道路の有効利用

道路については、電気・ガス・水道等のライフラインの収容、道路緑化等による良好なまちなみ景観の形成と災害時における緊急輸送路、避難路、防火帯としての機能強化など、道路空間の多面的機能の強化を図るための計画と既存道路の有効利用を図る。

(5) 宅地の有効利用

宅地については、郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて都市機能の集積と適正な配置を進めることにより、誰もが暮らしやすい都市環境を形成する。

①住宅地

住宅地については、生活圏における除染を推進するほか、人口や世帯数など社会経済状況を踏まえ、定住対策として適正規模の供給を図るとともに、道路、上下水道、公園、緑地等を計画的に整備し、安全で快適な住環境を備えた優良宅地として、その有効利用を図る。

また、郊外への無秩序な市街化進行を抑制し、良好な市街地の形成を推進するため、既存の土地の利活用や中心市街地などの街なか居住の促進、また、住宅の耐震性能・環境性能の向上や長寿命化などにより、住宅地の持続的利用を図る。

②工業用地

工業用地については、広域的な交通体系などの産業・物流インフラ、水や地価等の立地条件、人材等の地域資源、企業ニーズや産業構造の変化、地域における産業の集積状況等を総合的に踏まえ、必要な工業用地の選定とその有効活用を計画的に進める。その際には、地域社会や自然環境との調和及び公害の発生防止に十分留意する。

また、工場移転、業種転換によって生ずる工場跡地で土壤汚染のおそれがある場合には、土壤汚染対策法の適切な運用により、土地の所有者等による調査を通して土壤汚染の状況を把握するとともに、土壤汚染による被害の防止に関する措置を講じ、良好な都市環境の整備とその有効利用を図る。

③その他の宅地

商業地等その他の宅地については、無秩序な市街地の拡大と拡散を抑制し、併せて都市機能の集積と適正な配置を進めるため、周辺の地域を含めて事前に十分な調査と調整を行い、地域の都市機能の集積状況、公共交通ネットワークの状況及び中心市街地の活性化等に配慮しつつ、その有効利用を図る。

(6) その他

新たな文教施設、福祉厚生施設、公園、緑地等の公共用施設については、地域の人口分布、交通体系、既存施設等との関連に配慮しながら、適正配置に努めることにより、その有効利用を図る。

(7) 有効な土地利用への誘導

農業地域における耕作放棄地については、「発生防止」と「再生利用」及び「自然回帰」の観点から、適正な管理と多様な主体による利用促進を進め、農用地としての活用を図る。啓発対策や農用地としての利用条件の整備など、幅広い関連施策を推進するが、これらの施策展開においても、農用地としての活用が困難な土地については、周辺土地利用との調整を図りつつ、地域の実情に応じて農用地以外への転換による有効利用を図る。

市街地における低未利用地については、良好な市街地形成に向けた有効利用を推進するため、防災、減災対策や緑地などの良好なまちなみ形成に資するためのオープンスペースとして、また、事務所・店舗用地、住宅地、公用・公共用施設等の用地として多様な活用を図る。

また、土地の所有者等が、本計画の趣旨を生かした良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導する。

4. 災害に強い市土づくり

(1) 災害に強いまちづくりの推進

災害に対する安全性の確保のため、水系ごとの治水施設の整備や風水害、土砂災害、地震などの大規模な災害に対する警戒避難体制の整備や、ハザードマップによる避難場所、避難経路等の情報周知、土地利用規制等のソフト対策と保全施設整備によるハード対策が一体となった防災・減災対策を図る。

また、地域レベルでの安全性を高めるため、雨水の排水・貯留施設等の整備などの水害対策や、市街地等における防災拠点、都市公園などのオープンスペース、道路などの整備と適正な配置による災害時の避難地・避難路の確保及び火災時の延焼防止を進めるとともに、ライフラインの多重化・多元化¹³を図る。

(2) 農用地や森林の持つ機能の維持

洪水防止機能、土砂の流出抑制機能、水源のかん養機能など、農用地や森林の有する多面的機能を維持するため、農林業の生産条件などの向上を推進する。

5. 環境の保全と美しくゆとりある市土利用

(1) 環境への負荷の少ない土地利用

集約型都市構造の形成、幹線道路等の整備とネットワーク化及び公共交通機関の利用促進など、環境への負荷の少ない社会経済システムの形成に向けた適切な土地利用を図る。

¹³ ライフラインの多重化・多元化 ライフラインの多重化は、同一手段で代替性を確保すること。（複数系統の整備など。）ライフラインの多元化は、異なる手段により代替性を確保すること。（非常用設備の整備など。）

また、二酸化炭素の吸収源となる森林などの整備・保全、地域社会における太陽光などの再生可能なエネルギーの利用、市街地における緑地や水辺の整備など、自然を生かした土地利用を推進する。

(2) 適正な資源循環の確保

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層促進する。資源循環のための施設整備に当たっては、周辺の自然環境や生活環境など地域との共生に配慮した施設の整備を誘導する。

(3) 豊かで多様な自然環境の保全

野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみてすぐれている自然については、開発行為規制等により適正な保全を図る。里地里山等を含めた二次的自然については、人の営みと自然の営みのバランスの取れた自然環境の維持・形成を図るため、農林業活動を通じた維持・管理とそのために必要な施設の整備を推進するとともに、多様な主体による保全活動を促進する。

(4) 生活環境の保全

大気汚染や騒音等による生活環境の悪化を防ぎ、生活環境に優れたまちづくりを進めるため、緩衝緑地等の設置や住居系、商業系、工業系等のそれぞれの用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を図る。

(5) 健全な水循環の確保

水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図るため、農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、水辺地等の保全による河川や池沼の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を推進する。

(6) 大規模な開発事業への対応

大規模な開発行為を伴う事業等については、環境影響評価の実施をはじめ、事業者自らが必要な環境保全対策を行い、環境と調和した土地利用が行われるよう誘導する。また、公共事業については、土地利用の適正化を図るため、事業の特性を踏まえつつその位置・規模等の検討段階から環境的側面に配慮した事業執行に努める。

加えて、土石の採取に当たっては、環境・景観保全に配慮しつつ適切に管理するよう誘導する。

(7) すぐれた景観の保全・形成

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、土地利用や開発行為等の規制誘導を行うとともに、市街地においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成、農業地域においては、里地里山等の二次的自然としての景観の保全を図る。

また、埋蔵文化財包蔵地については、所在と範囲の把握と周知を行い、地域資源を生かした土地利用を進めていくなど、積極的な保護に向けた配慮を行っていく。

6. 地域整備施策の推進

『水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや』の実現に向けて、本市の豊かな自然環境と歴史的文化資産を保全し、また、地域の特性を生かしながら、次のような整備施策を計画的に推進する。

(1) 各々の特性を生かした地域づくりの促進

地域の活性化と特色ある地域づくりを図るため、市街地においては、都市機能の集積を進め、特に、商店街においては、新しい魅力づくりと回遊性の向上などによる総合的なまちづくりにより、安全で安心な人にやさしい市街地空間の創出を図る。

また、農業地域においては、道路などの生活関連施設の整備を計画的に進めるとともに、市街地と農業地域との交流を促進するため、中心市街地や駅へのアクセス環境を向上し、東西連携機能を強化する幹線的な道路を整備するほか、地域の伝統文化や歴史的風土、産業、自然環境や景観などの地域資源の活用・保全を図る。

(2) 新たな工業用地の選定と企業誘致の推進

市民の雇用の場と定住化を促進し、活力あるまちづくりを支えるため、広域高速交通の要衝で県内随一の立地条件である地域特性を生かしつつ、新たな工業用地の選定と企業の誘致を推進する。

(3) 阿武隈川左岸築堤事業の推進

平成19年3月に「阿武隈川水系河川整備計画」において要整備区間として位置づけられた、阿武隈川の左岸地区については、住宅、店舗、道路（街路、生活道路）、水道、下水道（雨水）を総合的に検討し、まちづくりと一体となった左岸地区の築堤整備を推進する。

(4) 地域の魅力を引き出す観光・レクリエーション地の整備

自然環境保全地域に指定されている岩角山・高松山の自然環境や阿武隈川・阿武隈山系・安達太良山などの景観・自然環境の保全と活用、また、市立歴史民俗資料館などの歴史的建造物、白岩太々神楽に代表される伝統行事などの歴史的・文化的遺産の保護と活用を図りながら、「本宮らしさ」を創出し、交流人口増加に資する観光資源化に努める。

また、グリーン・ツーリズムなど体験交流型観光の需要増加に対応し、農業などものづくりの現場に触れてもらう産業観光を展開する。

7. 市土地利用の総合的マネジメントの推進

(1) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法¹⁴、条例、要綱などの十分な調整と適切な運用により、適正かつ合理的な土地利用の確保と維持を図る。

(2) 参画と連携による市土管理の推進

土地所有者以外の者が、それぞれの特徴を生かして市土の管理に参加することにより、市土の管理水準の向上だけでなく、地域への愛着形成のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など、適切な市土の利用に資する効果が期待できる。

このため、市による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、中心市街地の活性化への取り組み、農用地の保全管理活動、緑化活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が、様々な方法により市土の適切な管理に参画し、連携していく取り組みを推進する。

8. 土地に関する基本理念の普及啓発及び市土に関する調査の推進

市民の土地に関する理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、土地に関する基本理念の普及啓発を図るとともに、市民による市土管理への理解を促す。

また、市土の把握を充実させ、総合的な土地対策に資するため、土地の所有、取引、利用、地価などに関する情報の収集、整備、利用を図る。特に、高齢化の進展などにより境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐため、境界の保全などの取り組みを推進する。

9. 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、必要に応じて市土に関する基礎的な調査を実施し、市土利用の現況がどう推移しているのか及び市土利用に関する施策を通して市土利用が計画に定められた方向に誘導されているかを把握し、計画の総合性及び実効性を高めていく。

¹⁴ 土地利用関係法 「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「森林法」、「自然公園法」などをいう。